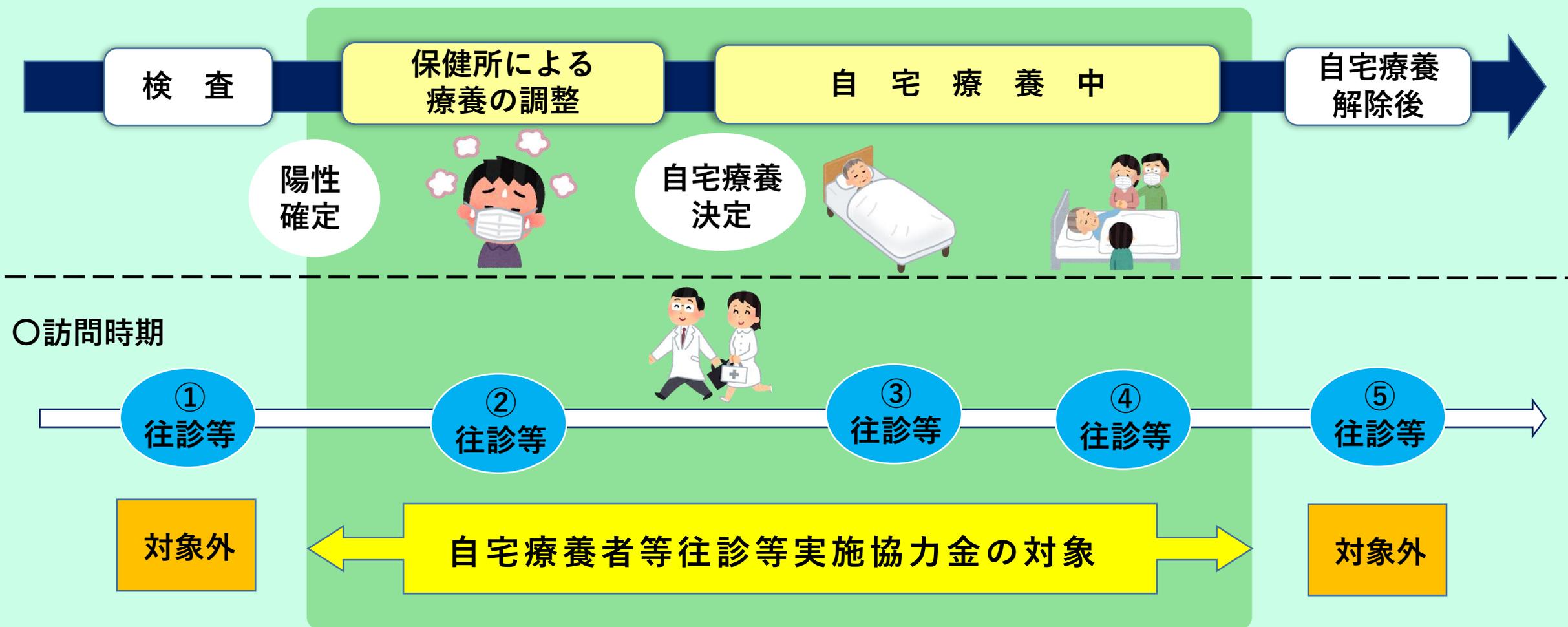


< 自宅療養者等往診等実施協力金の対象範囲 >



【対象範囲の考え方】

- ①検査のための往診等：往診等の時点でコロナ陽性患者ではないため **対象外**
- ②保健所調整中の往診等：コロナ陽性患者であり療養の調整のための自宅待機中であるため **対象**
- ③自宅療養中の往診等：コロナ陽性患者で自宅療養中のため **対象**
- ④死亡診断のための往診等：死亡診断がされるまでは自宅療養患者とみなすことができるため **対象**
- ⑤自宅療養解除後の往診等：自宅療養患者ではないため **対象外**